

地域医療介護総合確保事業（介護分：介護施設等の整備に関する事業）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 県は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条の規定による都道府県計画に定める事業のうち介護施設等の整備に関する事業の実施に要する経費について、市町村及び民間事業者に対し、予算の範囲内において地域医療介護総合確保事業補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号、老発0912第1号、保発0912第2号厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長連名通知）及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象等）

第2条 この補助金の補助対象事業及び補助対象経費は、別表1の1、別表2の1、別表3の1、別表4の1、別表5の1、別表6の1及び別表7の1のとおりとする。

（交付額の算定方法）

第3条 この補助金の交付額は、次の各号に定める額とする。ただし、当該金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（1） 地域密着型サービス等整備等助成事業及び既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業の補助金の交付額は、下記のいずれか少ない方の額とする。

イ 前条に定める補助対象経費の実支出額の合計額と、別表1の3、別表4の2の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める補助単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額を比較して少ない方の額

ロ 総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入の額を控除した額

（2） 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業及び民有地マッチング事業の補助金の交付額は、下記のいずれか少ない方の額とする。

イ 別表2の2及び別表5の2の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める補助単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額

ロ 前条に定める補助対象経費の実支出額の合計額から当該事業に係る寄付金その他の収入の額を控除した額

（3） 定期借地権設定のための一時金の支援事業の補助金の交付額は、下記のいずれか少ない方の額に別表3の2の第3欄に定める補助率を乗じて得た額とする。

イ 別表3の2の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める補助単価により算定した額

ロ 前条に定める補助対象経費の実支出額から当該事業に係る寄付金その他の収入の額を控除した額

（4） 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業の補助金の交付額は、下記のいずれか少ない方に別表6の2の第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。

イ 前条に定める補助対象経費の実支出額の合計額と、別表6の2の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める補助単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額を比較して少ない方の額

ロ 総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入の額を控除した額

（5） 介護職員の宿舍施設整備事業の補助金の交付額は、下記のいずれか少ない方の額とする。

イ 別表7の3の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める配分基準により算定した額と前条に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額

ロ 総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入の額を控除した額

（6） 別表1の1及び別表4の1の事業の助成額については、別表8の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が該当する場合には、当該施設の種類ごとに、（1）により算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を加算することができる。

（7） 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく離島等に所在する場合は、

(1) から (5) により算定された当該額に 0.08 を乗じて得た額を加算することができるものとする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第 4 条 規則第 3 条第 1 項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第 1 号によるものとし、提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第 3 条第 2 項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書 (別記様式第 1 号別紙 (1))
- (2) 所要額調書 (別記様式第 1 号別紙 (2))
- (3) 歳入歳出予算書 (見込書) 抄本
- (4) その他知事が必要と認めるもの

(交付の条件)

第 5 条 規則第 5 条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 民間事業者が実施する補助事業に対して県が補助金を交付する場合

イ 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、変更の理由が生じた後速やかに、別記様式第 2 号により申請し知事の承認を受けなければならない。

ロ イの規定にかかわらず、当該変更が補助金の額に変更を来すことなく、かつ、施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更であるときは、変更の理由が生じた後速やかに、別記様式第 2 号に準じた様式により知事に報告しなければならない。

ハ 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、中止又は廃止の理由が生じた後速やかに、別記様式第 3 号により申請し知事の承認を受けなければならない。

ニ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その事実が判明した後速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

ホ 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びにこの補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が 30 万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

ヘ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、この補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ト 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部 (又は一支社、一支所等) であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部 (又は本社、本所等) で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

チ 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日 (事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日) の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。

なお、補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前段に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を継承する者に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

リ 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

ヌ 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

- ル 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- ヲ この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく補助等を受けてはならない。
- ワ 補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に納付しなければならない。
- (2) 民間事業者に対して市町村が補助することにより実施する補助事業に対して県が補助金を交付する場合
- イ 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、変更の理由が生じた後速やかに、別記様式第2号により申請し知事の承認を受けなければならない。
- ロ イの規定にかかわらず、当該変更が補助金の額に変更を来すことなく、かつ、施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更であるときは、変更の理由が生じた後速やかに、別記様式第2号に準じた様式により知事に報告しなければならない。
- ハ 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、中止又は廃止の理由が生じた後速やかに、別記様式第3号により申請し知事の承認を受けなければならない。
- ニ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その事実が判明した後速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- ホ 市町村が事業者に対して補助金を交付する場合は、次の条件を付さなければならない。
- (イ) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。
- (ロ) 補助事業を中止し、又は廃止（一部中止又は廃止を含む。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。
- (ハ) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。
- (ニ) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けずにこの補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (ホ) 市町村長の承諾を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。
- (ヘ) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (ト) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市町村長に報告しなければならない。
- なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。
- (チ) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- なお、補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前段に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を継承する者に当該証拠書類等を引き継がなければならない。
- (リ) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供

を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(ヌ) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。

(ル) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(ヲ) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく補助等を受けてはならない。

(ワ) 補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について市町村に納付しなければならない。

ヘ ホにより付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

ト 補助事業者から財産処分による収入又は助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

チ 補助事業者がホより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を県に納付させることがある。

リ ホの(ワ)により事業者から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(実績報告)

第6条 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとし、その提出期限は、規則第12条第2項ただし書の規定により、知事が別に定める日とする。

2 規則第12条第1項の規定により、補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施結果報告書(別記様式第4号別紙(1))
- (2) 精算額算出内訳書(別記様式第4号別紙(2))
- (3) 歳入歳出決算書(見込書)抄本
- (4) その他知事が必要と認めるもの

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8条 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、別記様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(財産処分の承認の申請等)

第9条 規則第21条の規定により財産処分の承認を受けようとするときは、別記様式第6号により知事に申請しなければならない。

2 前項の申請の際に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 財産処分理由説明書
- (2) 評価額調書(以下のいずれかの調書とし、原本又は本証明されたものであること。)
 - イ 不動産鑑定士による評価額調書
 - ロ 銀行が評価した調書
 - ハ 減価償却(定額法又は定率法による調書)
- (3) 既存施設の平面図(処分財産が建物である場合に限るものとし、平面図は補助対象面積と対

象外面積を色分け等により明確に区分すること。また、各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。)

- (4) 改築後の施設の平面図（処分財産が建物である場合に限るものとし、各室ごとの面積表を添付すること。）
- (5) 新旧の位置がわかる位置図（移転改築の場合）
- (6) 既存施設の写真
- (7) 補助額を証明する交付決定通知書の写し、交付額確定通知書の写し及び補助年度における補助事業者の収支決算書の写し
- (8) その他知事が必要と認めるもの

3 知事は、規則第21条の規定による承認をする場合においては、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日会発第0417001号）を準用するものとする。

4 知事は、規則第21条の規定による承認をした場合において、財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（処分の制限を受ける期間）

第10条 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成13年厚生労働省告示第239号）の規定を準用する。

（交付決定前着手）

第11条 補助事業の着手は、補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により当該交付決定前に補助事業に着手する必要がある場合には、速やかに交付決定前着手届（別記様式第7号）を提出するものとする。

（書類の提出部数）

第12条 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、次のとおりとする。

- (1) 交付申請書 1部
- (2) 事業変更承認申請書 1部
- (3) 中止・廃止承認申請書 1部
- (4) 実績報告書 1部
- (5) 仕入控除税額報告書 1部
- (6) 財産処分承認申請書 1部
- (7) 交付決定前着手届 1部

附 則

1 この要綱は、平成27年7月15日から施行し、平成27年度中に実施する事業に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、各年度中に実施する事業に係る当該補助金にも適用するものとする。